

# 「公契約大綱」の見直しの概要

## 1 見直しの趣旨

令和6年6月公布の「第三次・担い手3法（※）」に掲げられた、「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」の措置のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化へ向け、府として取組の拡充を行うものについて大綱に反映させるもの。

※ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

## 2 主な見直し事項

### （1）担い手確保

- ・労務費等、必要経費が見積書等に内訳明示されているか確認
- ・「工期に関する基準」に基づき、自然要因（降雨・降雪・猛暑日等）等を考慮した適正な工期の確保
- ・建設現場で働く誰もが働きやすい職場環境の整備を促進

### （2）生産性向上

- ・建設キャリアアップシステム等情報通信技術を含む、新技術を活用した効率化・合理化の促進

### （3）地域における対応力強化

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・規模による発注をすることとし、建設工事の一般競争入札では、原則として応札可能者数を概ね10者以上確保し、工事内容や規模に応じて応札可能者数の更なる確保を図るなど、入札参加資格要件を適切に設定
- ・建設工事の指名競争入札では、原則として概ね10者以上を指名
- ・災害協定に基づく災害復旧工事等に従事する者の労災保険契約の締結を促進

## 3 施行日

令和7年12月12日